

新型コロナウイルス感染症の長期化及び緊急事態宣言の再発令による影響を受けた中小企業・個人事業主の皆様へ

## 川越市中小企業者事業継続支援金

埼玉県による営業時間短縮の要請対象となる飲食店を運営する事業者の方は申請できません

令和3年1月～3月のいずれか1箇月における売上高が前年同月又は前々年同月と比較して「15%以上減少」し、かつ「7万円以上減少」している市内に事業所がある中小企業・個人事業主の皆様へ支援金を交付します

支援金額

一律 **7万円**（1中小企業者1回限り）

申請期間

令和3年4月19日（月）～7月31日（土）

※当日消印有効、市役所本庁舎1階特設ボックスは7月30日（金）まで

※予算内での支給となりますので、申請状況により終了が早まる場合があります

交付対象者

- 川越市内に事務所又は事業所を有する中小企業及びフリーランスを含む個人事業主
- 必要な許認可を取得のうえ、支援金申請日までに3箇月以上市内で事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること
- 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化及び令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言による影響のため、**令和3年1月～3月のいずれか1箇月**における売上高が前年同月又は前々年同月と比較して、**15%以上（小数点以下切捨て）減少し、かつ7万円以上減少していること**
  - ※ 創業後1年未満等で前年同月との売上高の比較が困難な場合は、特例があります
- 埼玉県による営業時間短縮の要請（令和3年1月12日以降）の対象となる飲食店を運営する事業者でないこと**

申請方法

電子申請 又は 郵送

※感染予防のため、上記の申請方法にご協力をお願いいたします

【宛先】

〒350-8601 川越市役所 中小企業者事業継続支援金担当

※市役所本庁舎1階特設ボックス（4月19日（月）設置）へ封筒での投函も可能（開庁時間内）

お問合せ先

支援金専用電話 **049-225-5877**

（平日 9：30～16：30）※4月19日（月）開通

申請書類はホームページからダウンロードできる他、市役所1階総合案内、市民センター及び川越商工会議所にて配布しています

支援金ホームページへのアクセスはこちらから→



## 提出書類 下記【1】～【9】

書類に不備がある場合、交付までに時間を要することとなりますのでご注意ください

### 【1】「支援金申請書」(様式第1号)

### 【2】「申請時チェックリスト」(様式第1号別紙)

### 【3】「売上高減少申告書・誓約書(一般用又は創業者用)」(様式第2号)

- ・創業後3箇月以上1年未満の創業後間もない方は、「創業者用」の申告書・誓約書を提出してください

### 【4】「川越市中小企業者事業継続緊急支援金」の交付通知書の写し

- ・緊急支援金の交付を受けた方のみご提出ください  
(第一弾：令和2年6月30日受付終了分/拡充版：令和3年2月28日受付終了分)
- ・本通知書の写しをご提出いただいた場合、下記【5】の提出は不要です



### 【5】申請日時点で、市内で3箇月以上事業を営んでいることが確認できる書類

※以下のいずれの書類も「市内の事業所所在地」の記載があるものをご提出ください

法人：①～④のいずれかを提出 } ①～⑥のいずれの提出も困難な場合の代替書類は支援金ホームページの「Q&A」をご確認ください  
個人：①～⑥のいずれかを提出 }

- ①営業許可書の写し
- ②貸借契約書の写し(契約者名(借主)、契約期間の記載及び押印がある箇所全てを提出)
- ③固定資産家屋評価額証明書(一般用)
- ④公共料金の支払い領収書の写し(3箇月分必要となります)
- ⑤個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- ⑥所得税青色申告決算書(1-2枚目) 又は 収支内訳書(1枚目)

### 【6】「2020年又は2019年の確定申告書類の写し」

※前年または前々年同月の1箇月間の売上高が掲載されている確定申告書類をご提出ください

- ・法人→「確定申告書別表第一」(税務署收受日付印のあるもの、1枚)及び「法人事業概況説明書」(表面及び裏面)
- ・個人→①所得税青色申告決算書(青色申告の場合、1-2枚目)又は②収支内訳書(白色申告の場合、1枚目)



### 【7】「令和3年1月～3月のいずれか1箇月間の売上高」が確認できる書類

- ・月別の売上台帳、月別試算表(損益計算書部分のみ)等

### 【8】「前年又は前々年同月の1箇月間の売上高」が確認できる書類

- ①上記【6】「2020年又は2019年の確定申告書類の写し」で「収支内訳書」を提出した場合
- ②確定申告をしていない場合

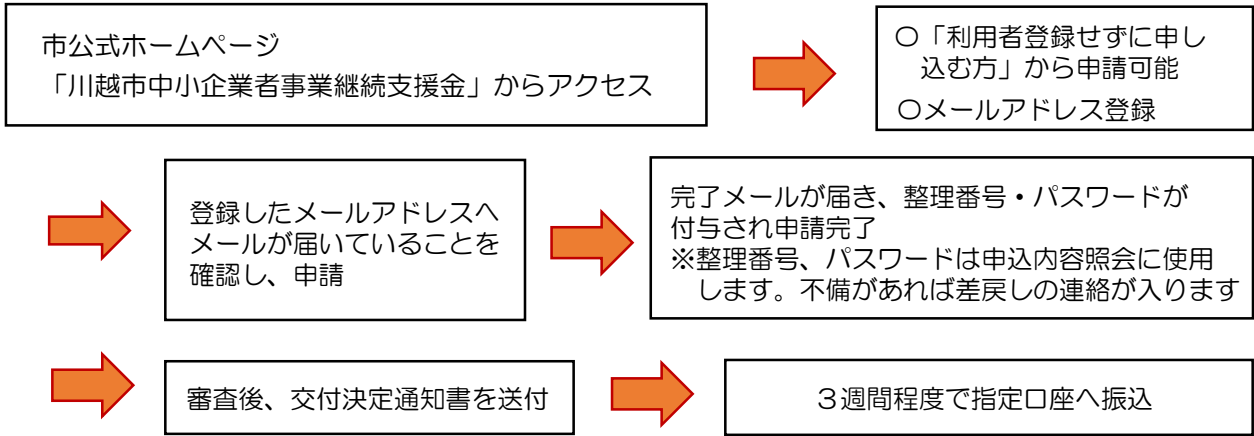
創業後1年未満で、前年の売上高と比較困難な場合は、「令和3年1月～3月のいずれか1箇月の売上高」と「当該月の直近2箇月間の売上高」が確認できる書類が必要となります

### 【9】支援金の申請者名義の預金通帳の写し(支援金振込先)

- ・通帳を開いた1-2枚目の写し(ネット銀行の場合は画面データ)

※電子申請の方は【1】【2】【3】の様式は提出不要です

# 電子申請の流れ



## 【参考】

### A 川越市中小企業者事業継続 緊急支援金交付通知書

### B 確定申告書別表第一（1枚）

### 法人事業概況説明書（両面）

### 所得税青色申告書決算書（1-2枚目）

## 主なQ & A

※その他の「Q&A」は支援金ホームページをご確認ください

Q：支援金の対象となる中小企業者とは

A：中小企業基本法の「中小企業者」をいいます（「個人事業主」及び「フリーランス」の方も対象となります）  
また、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限りません）及び農家（個人農家）の方も対象となります

Q：一般社団法人や一般財団法人などは対象となりますか

A：中小企業基本法上の「会社」に該当しないことから、対象とはなりません。また、特定非営利活動法人（NPO）、事業協同組合、商工組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人及び任意のグループなども対象とはなりません。なお、医療法人ではない個人開業医は対象となります

Q：埼玉県感染防止対策協力金の支給を受けていなければ、本支援金の申請は可能ですか

A：埼玉県感染防止対策協力金の受給状況ではなく、埼玉県による営業時間短縮の要請（令和3年1月12日以降）の対象となる飲食店を運営しているか否かが判断基準となります。このため、埼玉県感染防止対策協力金の支給を受けていない場合であっても、営業時間短縮要請の対象となる飲食店を運営している場合は、本支援金の対象外となります

Q：複数店舗（営業時間短縮要請の対象店舗と対象外店舗両方）を運営している場合、本支援金の対象となりますか。

A：営業時間短縮要請（令和3年1月12日以降）の対象店舗を運営している場合には、対象とはなりません

Q：川越市外に本社（主たる事業所）があり、事業所の一部が川越市内にある場合は対象となりますか

A：本社（主たる事業所）が市外でも、本支援金の申込みの日以前、3箇月以上川越市内に事業所があれば対象となります。また、申請書に川越市内の事業所の所在地を記入していただき、確定申告書類の写し、営業許可書の写し等、市内で事業をしていることが確認できる書類を添付してください

Q：売上高について、法人全体としては売上高減少率15%以上及び売上高減少額7万円以上を満たさないが、川越市内の事業所としては要件を満たしています。この場合、申請は可能ですか

A：事業所単位ではなく法人単位で計算をすることから、法人全体として売上高減少率15%以上及び売上高減少額7万円以上を満たしていない場合、申請はできません

キリトリ

350-8601

川越市役所  
中小企業者事業継続支援金担当 宛

詐欺にご注意ください

市が本支援金の申請に当たり次のことを行うことはありません

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・受給のために、手数料の振込みを求めること
- ・電子申請以外でメールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

